

○説明会内での主な質疑・応答

Q 1 なぜ今回のルートとなったのか

愛知県では、南は飛島（伊勢湾岸道路）から、北は稲沢（国道155号）までをつなぐ日光川右岸堤防災道路の建設計画が順次進められています。

防災道路は、水害時の避難道路、また緊急物資輸送路として、水害時にも使用できる標高の高い道路であることが求められます。

現在、諸桑区間（県道あま愛西線から名古屋津島線の区間）の整備に着手しており、その防災道路に取り付く道路を合わせて整備することで、当地域の更なる防災・減災対策に繋げることを目的に計画した事業となります。

市としましては、大規模な水害時（洪水・津波・高潮）において、地域の方が速やかに安全な場所へ避難するための経路、また円滑に物資輸送などができる経路を複数確保することで防災・減災対策の強化を図るため取付市道を整備したいと考えています。

取付市道の位置選定については、建物等の収用による立ち退きなど、地域の方々の生活環境に過重な負担をお願いすることは適当ではないとの考えから、資料1の位置に計画いたしました。

昨年までの計画では、現道（市道9120号線）の拡幅と合わせ、南北に走るそれぞれの市道とは平面的に交差し、道路拡幅分の用地は南側に寄った形になっていましたが、予備設計を進める中で、駆け上がったところにある南北市道との交差点の安全性、整備後の耕作地、既存宅地への乗り入れなどが課題となりました。

このため、計画路線の一番東に位置する市道交差点については、立体交差形式とし、再度計画路線の線形を練り直しました。この見直しの結果、基本的には西側から現道センターの両振り分けの拡幅とし、緩いカーブを描いて直角で堤防道路へ接続させ、登り始めるところからは両側に側道を設ける計画としました。

現道南側と北側の地権者様に対し、ご理解ご協力をお願いします。

Q 2 道路の規格について

計画道路の規格につきましては、車道3メートルの2車線に路肩を両側1メートルずつ取り、歩道を南側に2.5メートル設けますので、計画幅員は10.5メートルとなります。

道路の勾配は5%で計画しています。

Q 3 道路の完成予定は

令和5年度 道路予備設計による測量調査
令和6年度 地権者の同意（個別交渉）
令和7年度 道路詳細設計、用地測量、不動産鑑定
令和8年度 用地買収
令和9年度 工事着手

道路工事は令和9年度以降の予定となりますが、取付先の愛知県が行う防災道路の進み具合にもよりますので、少しでも早い供用を目指して、進めてまいります。

道路の完成は、早くても令和13年度の予定となります。

Q 4 令和6年度の地権者の同意（個別交渉）とは

実際の用地買収につきましては令和8年度を予定しております。

令和6年度の地権者の同意（個別交渉）につきましては、事業に協力しても良いという最初の段階の同意です。同意をいただいたからといって用地買収の契約を必ず交わさなければならないというものではありません。

Q 5 用地買収に協力できない方がいた場合は

今後は個々に交渉させていただきますが、用地買収できない土地が多数あった場合は、事業全体に影響する話となりますので、事業計画の再検討が必要となります。

今のところ、この道路計画で進めさせていただこうと考えています。大幅な計画変更がない限りは、全体での説明会は今後、行う予定はございません。

Q 6 土地改良区の農地転用決済金については

農地転用決済金については個々に支払っていただくものとなります。

買収部分の土地（農地）について、利用権の設定（土地の貸し借り）があれば、一部解除が必要となります。

市でチェックをして利用権の解除をすることとなりますが、オペレーターにも耕作の影響がありますので手続きは市で調整をさせていただきます。